

重要事項説明書

福岡市南第9地域包括支援センター

1 地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）の概要

事業所名	福岡市南第9地域包括支援センター
所在地	福岡市南区大楠二丁目12番24-103号
事業者指定番号	4001100165
管理者・連絡先	福本 小夜子（連絡先）092-523-2510
サービス提供地域	福岡市南区 西高宮小学校校区・大楠小学校校区

2 事業所の職員体制等

職種	従事する事務内容等	常勤
管理者	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。	1名
予防給付等担当職員	指定介護予防支援等の提供にあたる。	6名

※指定介護予防支援等・・・指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業

3 営業日及びサービス提供時間

- (1) 営業日 月曜日から金曜日（ただし、祝日及び12/29～1/3を除く。）
- (2) サービス提供時間 午前9時から午後5時

4 指定介護予防支援等の提供方法

- (1) 管理者は、担当職員に介護予防サービス・支援計画書作成に関する業務を担当します。
- (2) 生活状況等の調査にあたり、利用者の自宅を訪問し、利用者及び家族に面接して行います。
なお、担当職員などが業務を遂行する際は、その身分を証する書類を携行し利用者及び家族に提示します。
- (3) 担当職員は、利用者の希望及び生活状況等の調査結果に基づいて、介護予防サービス・支援計画書原案を作成します。
- (4) 担当職員は、原則として、サービス担当者会議の開催、指定介護予防サービス事業者及び特定介護予防・日常生活支援総合事業を行う者等に対する照会等により、利用者の状況等に関する情報を共有するとともに、専門的な見地からの意見を求めます。
- (5) 担当職員は、介護予防サービス・支援計画書の原案の内容を利用者又は家族に説明し、文書により利用者の同意を得ます。介護予防サービス・支援計画書を作成した際には、利用者及び指定介護予防サービス事業者及び特定介護予防・日常生活支援総合事業を行う者等に交付します。

- (6) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者及び特定介護予防・日常生活支援総合事業を行う者に対して、介護予防サービス・支援計画書に基づき、指定介護予防サービス等基準及び福岡市の第1号事業に関する指定の基準において位置づけられている計画の作成を指導するとともに、サービスの実施状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも一月に一回、聴取します。
- (7) 担当職員は、介護予防サービス・支援計画書作成後、介護予防サービス・支援計画書の実施状況の把握を行ない、必要に応じて当該計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行ないます。
- (8) 介護予防サービス・支援計画書の実施状況の把握にあたり三月に一回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の自宅を訪問し、利用者に面接します。利用者の居宅を訪問しない月においては、第1号通所事業を行う事業所又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所等を訪問し利用者に面接するように努めるとともに、面接ができない場合は電話等により利用者との連絡を実施します。又、その結果については、少なくとも一月に一回記録を行います。

5 業務の委託

指定介護予防支援の提供が困難な場合は、利用者の同意を得て他の指定介護予防支援事業者を紹介または業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合があります。

委託する場合、指定居宅介護支援事業者名、担当者名等は別途お知らせします。その場合は、サービスに関するお問い合わせ、不明な点等の連絡は、委託先の担当者が窓口になります。

6 利用料金（介護予防サービス・支援計画書作成に関する費用）

- (1) 要支援認定又は事業対象者の判定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。但し、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき「別表 利用料」の金額をいただき当事業者からサービス提供証明書を発行いたします。償還払い等につきましては各区役所の福祉・介護保険課にお問い合わせください。

7 事業の目的

- (1) 事業者は、介護保険法等の関係法令、介護予防支援・第1号介護予防支援事業利用契約書及び重要事項説明書に従い、利用者に対し可能な限り居宅において、利用者が尊厳を保持し、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むため、また、要支援状態の軽減若しくは悪化を防止するために必要な介護予防サービス及び特定介護予防・日常生活支援総合事業が適切に利用できるよう、利用者の選択に基づいて介護予防サービス・支援計画書（ケアプラン）を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な介護予防支援等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。

- (2) 事業者は、サービスの提供にあたっては、利用者の被保険者証に記載された認定審査会の意見に従って、利用者に対し介護予防支援等を提供します。

8 運営の方針

- (1) 事業所の担当職員は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮します。
- (2) 事業の実施にあたっては、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- (3) 事業の実施にあたっては、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って利用者等に提供される指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等を言います。）が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者等に不当に偏ることがないように複数の指定介護サービス事業者等を紹介するなど公正中立に行ないます。
- (4) 事業の運営にあたっては、福岡市、地域包括支援センター、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組みとの連携に努めます。
- (5) 事業者及び担当職員は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密について契約期間中及び契約終了後も第三者に漏らすことはありません。なお、あらかじめ文書により利用者等の同意を得た場合には、介護予防サービス等を提供する事業者との連絡調整及びその他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。
- (6) 事業者は、利用者が複数の指定介護予防サービス事業者の紹介を求めることができること等について説明を行い、利用者の理解を得なければなりません。
- (7) 事業者は、利用者が病院または診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院及び診療所に伝えることを求めることとします。

9 居宅介護支援業務遂行上の基本事項

- (1) 事業者は、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けることができるよう、別途事業継続計画を策定するとともに感染及び災害時に対応するための研修を実施します。
- (2) 事業者は、利用者の生命または身体の保護のために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはなりません。また、生命または身体の保護のために緊急やむを得ない場合であっても、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況、並びにその理由を記録します。
- (3) 事業者は、利用者の人権擁護、虐待の防止のため別途指針を定め虐待防止に必要な措置を講じ、事業者の担当者または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見したときは、速やかに市町村等関係機関に通報します。

そのため、事業者は虐待防止責任者を定め、虐待防止会議の定期的開催および虐待防止の研修を行い、意識啓発に努めます。

- (4) 事業者は、事業所の担当者の職務遂行にあたり安全確保のため各種ハラスメントの防止に取り組み、ハラスメント事案が発生した場合には、別途定めるハラスメント防止マニュアルに従い迅速に対応します。

そのため、事業所職員にハラスメント防止についての研修を実施します。

また、ハラスメントと判断された場合にはハラスメント行為者に対し関係機関への報告・相談の他、必要な措置を講ずることを通知し、利用契約解除等の措置を講じます。

10 緊急時及び事故発生時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

医療機関等	名称 主治医等の氏名 連絡先
緊急連絡先	氏名 連絡先

※ 事故が発生した場合は、福岡市の管轄部署へ速やかに報告し、必要に応じて指導を受け対処します。

11 賠償責任

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

12 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談は、次の窓口にご連絡願います。

福岡市南第9地域包括 支援センター 福本 小夜子	所在地：福岡市南区大楠二丁目12番24-103号 電話：092-523-2510 FAX：092-523-2530 対応時間：午前9時～午後5時（土、日・祝日を除く）
--------------------------------	--

○公的機関において、次の機関において苦情申出等ができます。

南区保健福祉センター 福祉・介護保険課	所在地：福岡市南区塩原3-25-3 電話：092-559-5125 FAX：092-512-8811 対応時間：午前9時～午後5時（土、日・祝日を除く）
福岡県国民健康保険団体連 合会	所在地：福岡市博多区吉塚本町13-47 電話：092-642-7800 FAX：092-642-7852 対応時間：午前9時～午後5時（土、日・祝日を除く）

（注）年末年始（12/29～1/3）は「祝日」の扱いとなります。

【説明確認欄】

令和 年 月 日

◎介護予防支援・第1号介護予防支援事業契約の締結にあたり,上記により重要事項を説明しました。

【事業者】 事業者名 福岡市南第9地域包括支援センター

説明者

印

◎介護予防支援・第1号介護予防支援事業契約の締結にあたり,上記の説明を受けました。

【利用者】 住所 〒

氏名

印

【代理人又は立会人】

住所 〒

氏名

印

【 別表 利用料 】

令和8年6月1日～

利用項目 加算項目	介護予防支援費	介護予防支援費 ※1 初回加算	介護予防支援費 ※2 委託連携加算	介護予防支援費 ※1 初回加算 ※2 委託連携加算
利用料	4,825円	8,110円	8,110円	11,384円

- ※1 初めて指定介護予防支援等を行なった場合に加算されます。
- ※2 委託の際、居宅介護支援事業者と適切な情報連携をした場合に初回に限り加算されます。
- ※ 担当職員がお伺いする場合の交通費は無料です。